

問 39 監査役の選任、解任

肢の 1.4 は 参考書そのまんま • •

だから、それを答えても点数くれない設定になってる (笑)

肢の 5

会社と、取締役や監査役との関係は委任だ。

民法の委任だ。

ありましたよね？

相手が不利な時期に委任撤回したら、

原則、損害賠償しろってのが。

それが、会社法に代わったら、

「 不当解任があるかもしれないから、辞めさせられた人間は、総会で発言できる」

ってこと。

要は、勝手に物語を作ったら、

取締役が業務上悪さしてるのを発見した監査役が「止めろ！」って言った、

取締役たちが、その監査役を抱き込もうとしてたが、監査役は正義を貫こうとした、

だから、その監査役が うっとーしくなった取締役が、

辞めさせるために総会に 監査役の解任議案を持っていった場合

株主は、その悪事の内容知りたいですよ？

だから、肢の5のルールがある。

肢の2.3

取締役が監査役の選任議案を総会に持っていく場合、

監査役の同意がいる。

なぜなら、

監査役てのは、メンバー、グループで動くから。

知らない奴、意にそぐわない人間が急に入ってきたら困るのだ。

だから、

株主総会議案を持ってくのは、取締役だが、

監査役のほうからも、

「この人を監査役で呼んでくれないか？」

取締役に打診できる。

で、

肢の2

監査役の選任議案を総会持つてくには

監査役の同意が、どれだけいるか？

複数いるなら、過半数だ。

※監査役の全員の同意がいる場合は

会計監査人を、監査役が解任する場合だ。

ちなみに、

監査役の 「解任」 議案を総会に持つてくのに

いちいち、監査役の同意はいらぬ。

「あいつ、役に立たぬから辞めさせる」

いちいち、その監査役にお伺いを立てる義理も理屈もぬ。

だからこそ、

不当解任の場合もあるから、監査役は総会で発言できるってルールがあるのだ。